

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第1区分
 【発行日】平成31年4月4日(2019.4.4)

【公表番号】特表2018-507780(P2018-507780A)
 【公表日】平成30年3月22日(2018.3.22)
 【年通号数】公開・登録公報2018-011
 【出願番号】特願2017-547483(P2017-547483)
 【国際特許分類】

B 0 7 B 1/22 (2006.01)

B 0 7 B 1/42 (2006.01)

B 0 7 B 1/46 (2006.01)

【F I】

B 0 7 B 1/22 Z

B 0 7 B 1/42 F

B 0 7 B 1/46 Z

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月22日(2019.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0089

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0089】

第2のスクリーン支持体12に対する固定は、図3bおよび図4bに詳細に示されるように、異なるやり方で行なわれる。この場合、具体的には、第2の切離要素23は、カラー形状部分19に固定的に接続されていない。その代わりにクランプ装置がある。このクランプ装置は、雄ねじが設けられ第2の切離要素23に固定的に接続されているクランプ要素31を含む。ボア20が第2のスクリーン支持体12のカラー形状部分19に設けられている。雄ねじとボア20と2つのクランプナット(図示せず)との相互作用の結果、クランプ要素31を、したがって共振器15をも、第2のスクリーン支持体12のカラー形状部分19上に留めて固定することができる。同様に、圧力ロッド14は、ここでは詳細に示されていないクランプ装置によって、ボア21に留めて固定することができる。図4bは実質的に同じ切取部分の上面図を示す。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0099

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0099】

振動の振幅は、第1のパー形状部分32の第1の端部33および第2の端部34において特に小さい。このため、共振器15'は、より確実にスクリーン面13'に固定される。接着接続は外れ難いからである。加えて、共振器15'を、特に簡単なやり方で、たとえば、第1のパー形状部分32と第2のパー形状部分35との間に形成されたスロット42の長さを調整することにより、励振する周波数に調整することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0107

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0107】

回転止め保護開口部 61' を細長い孔として実現していること、超音波伝導体 25' の矩形の断面形状、および、寸法が適切に設定されていること、により、回転止め保護開口部 61' において、超音波伝導体 25' は、長手方向軸を中心として所定の角度範囲内でしか回転できない。たとえば、この角度範囲を 10° とすると、回転止め保護開口部 61' では、超音波伝導体 25' は中央角度位置を中心としてどちらの回転方向にも最大 5° しか回転できない。このようにして、超音波伝導体 25' を保持する保持構造体、たとえば図 6 に示す固定チューブ 45 を、スクリーン支持体 11 に固定したときの、スクリーン面 13' 上における共振器 15' の固定を保護することができる。ここでは示されていない、スクリーニング材料が貫通開口部 24' を通過するのを防止できる封止手段を、スクリーン支持体 11' と、回転止め保護開口部 61' が形成されているプレート 62' との間に導入してもよい。